

中間市飲料用自動販売機設置事業者募集要項

中間市では、市役所庁舎に設置する飲料用自動販売機の設置事業者を募集しますので、募集に参加される方は、本募集要項及び仕様書をよく読み、内容を承諾した上で、お申し込みください。

1 目的

市有財産を有効に活用し、市民サービスの向上及び歳入の確保を目的とします。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り応募することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 清涼飲料水等自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、2 年以上の実績を有している者であること。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の免許を有している者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団関係者又は暴力団関係者と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者でないこと。
- (6) 法人の場合は福岡県内に事業所（本店、支店又は営業所等）を有し、個人にあつては、中間市内で事業を営んでいる者であること。
- (7) 中間市税を完納している者であること。
- (8) 中間市以外に住所を有する者については、住所地における市町村税を完納している者であること。

3 自動販売機設置料

- (1) 自動販売機設置事業者が自動販売機設置に伴い中間市に納入する「自動販売機設置料」は、次の各号に定めるものとします。

ア「施設使用料」

中間市行政財産使用料条例の規定に基づき算定した額とします。

ただし使用期間が、1 年未満であるときは、月割をもって計算し、なお 1 か月未満の端数があるときは、1 か月として計算します。

イ「売上手数料」

自動販売機に係る各月ごと売上合計額に売上手数料率を乗じた額とします。なお、提案する売上手数料率の最低割合は 20% とします。

- (2) 「施設使用料」は、中間市が発行する納入通知書により、中間市の指定する期日までに納入してください。ただし、市長が特に認めた場合及び「売上手数料」については、この限りでない。

4 入札に付する事項

(1) 市有財産に自動販売機を設置するための市に納入する「売上手数料」

(2) 自動販売機設置のために使用許可を行う場所及び面積

物件 番号	所在地	設置場所		台数	設置範囲 (1台当たり)	
					奥行き	幅
①	中間市中間 一丁目1番 1号	本館1階	屋内	3台	1.00m以内	1.25m以内
		本館地下A 別館地下A			回収ボックス:本館1階、本館地下計2箇所	
②	1号	本館地下B	屋内	2台	1.00m以内	1.25m以内
		別館地下B			回収ボックス:別館地下1箇所	

※設置場所については、別紙平面図を参照のこと。

※設置自動販売機の高さは2.00mを上限とします。

※設置面積には、転倒防止板、電源接続部分及び放熱スペースを含みます。

※回収ボックスについては、幅0.60m以内とします。

(3) 使用許可期間

令和7年4月1日(火)から令和8年3月31日(火)まで

(ただし、令和12年3月31日までは毎年度更新できるものとします。)

(4) 設置条件等

別添仕様書のとおり。

(5) 入札は、「売上手数料率」について行います。「売上手数料率」については、割合(%)を入札します。

5 参加申込手続

(1) 申込受付期間

令和6年12月11日(水)から令和6年12月27日(金)まで**必着**

(受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

※土、日・祝日は受付を行いません。

(2) 受付場所

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号

中間市役所 本館2階 公共施設管理課財産活用係

(3) 申込方法

公募の参加を希望する方は、応募申込書に(4)の関係書類を添えて直接持参又は郵送(簡易書留)してください。なお、提出いただいた書類は、入札参加資格の有無に関わらず返却いたしません。

(4) 申込関係書類一式(提出部数各1部)

No.	提出書類	法人	個人	備考
①	応募申込書	○	○	様式第1号

②	履歴事項全部証明書（登記簿謄本）（写し）	○		—
③	身分証明書（写し）		○	—
④	印鑑証明書（写し）	○	○	—
⑤	納税証明書又は滞納のない証明（写し）	○	○	—
⑥	業務実績等	○	○	様式第2号
⑦	誓約書	○	○	様式第3号
⑧	役員名簿	○		様式第4号
⑨	使用印鑑届	○	○	様式第5号
⑩	委任状（本社→支店等）	○		様式第6号
⑪	営業に関する許認可（写し）	○	○	—
⑫	設置する自動販売機のカタログ	○	○	—

※ ②、③、④、⑤については、発行後3か月以内のものに限る。

※ ⑨については、中間市との取引（契約等）に実印以外の印鑑を使用する場合に提出

※ ⑩については、本社が県外など遠方にあるため、あらかじめ本社の代表者が支店などの支店長を代理人と定め中間市と取引する場合に提出

（5）質問受付方法

本募集要項に対しての質問がある場合は、別紙様式の質問書に質問内容を具体的に記入のうえFAX又は電子メールで提出してください。質問・回答の内容により、公平性の観点から周知すべき事項と判断した場合は、中間市ホームページに掲載します。なお、質問がない場合は掲載しません。

質問受付期間 令和6年12月11日（水）から令和6年12月18日（水）まで

中間市役所 公共施設管理課

FAX 093-245-5598

E-mail shisetsukanri@city.nakama.lg.jp

質問回答予定 令和6年12月23日（月）

6 入札参加資格の確認等

本要項5（4）の提出書類により、入札参加資格の有無を確認し、申請者あてに結果を通知します。

なお、参加資格のある者に対しては、入札書及び委任状を送付します。また、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消します。

7 入札

入札は、指定した日時・場所において行います。時間に遅れますと、入札に参加できませんのでご注意ください。また、入札会場入場後は、入札終了まで退出できません。

（1）入札日時及び場所

ア 物件番号① 本館1階、本館地下A、別館地下A 計3台

日時 令和7年1月27日（月）14時から

場所 中間市中間一丁目1番1号中間市役所別館地下会議室

イ 物件番号② 本館地下B、別館地下B 計2台
日時 令和7年1月27日(月)14時30分から
場所 中間市中間一丁目1番1号中間市役所別館地下会議室

※応募物件①、②の順に設置業者を選定することとし、応募物件①を落札した業者は、自動的に応募物件②の参加資格を失うこととなります。

(2) 提出書類等(当日持参するもの)

- ア 入札参加資格通知書(書類審査後、入札日前までに市から参加申込者に通知します)
- イ 入札書(本市所定様式)
- ウ 委任状(代理人が入札に参加する場合)
- エ 印鑑(実印又は使用印鑑)

(3) 入札書について

- ア 入札書に記載する数字は整数(小数不可)とし、割合の単位は「%」とします。
- イ 売上手数料には、「消費税及び地方消費税」を含むものとします。
- ウ 入札書は必ず所定の様式に必要事項を記載し、記名押印のうえ、提出してください。
代理人が行う場合は、所定の様式に必要事項を記載し、記名押印(委任状に押印されている代理人の印)のうえ、提出してください。
- エ 封筒に入札書のみを入れて封(のりづけ)をし、割印してください。
- オ 入札書の金額の加除訂正はできませんので、記入に関しては、誤りのないよう十分ご注意ください。金額以外の記入箇所につきましては、訂正がある場合、訂正印をもって訂正を行ってください。
- カ 入札会場入場後の入札書の封入、記入及び書換えはできません。
- キ 入札書の提出は一度しか行うことができず、売上手数料率の最低割合に満たない入札を行った方は、失格となります。
- ク 入札書は1物件につき1枚しか提出できません。

(4) 申込みに当たっての留意事項

同一の設置業者が2つの物件を落札することはできません。

(5) その他

提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

(6) 入札保証金

免除。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する場合の入札は無効となります。

- ア 入札参加の資格がなくて入札したとき。
- イ 入札書に入札者の記名押印がないとき、又は入札金額を訂正したとき。
- ウ 入札書の記載事項について判読できないとき。
- エ 同一の入札について2通以上の入札書を提出したとき。
- オ 委任状を提出しないで代理入札をしたとき、又は他人の代理を兼ね、若しくは2つ以上の代理をしたとき。
- カ その他入札に関する条例及び規則に違反したとき。

(8) 入札に参加できない場合

次のいずれかに該当する場合は入札に参加することができません。

- ア 入札者が入札開始時刻までに到着しないとき。
- イ 代理入札で委任状に不備があるとき。

8 落札者の決定方法

- (1) 本市が定める「最低割合」以上で最高の割合をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (2) 2人以上が同一の最高割合で入札した場合は、くじにより落札者を決定します。

9 設置事業者費用負担

- (1) 自動販売機設置料（施設使用料及び売上手数料）
- (2) 電気使用料
- (3) 自動販売機の設置に関するすべての費用

10 契約

別添契約書のとおりとします。

落札者決定後、令和7年2月10日（月）までに、落札した者と自動販売機設置契約書を締結しますので、契約書に記名押印のうえ、本要項5（2）の場所に提出してください。

11 行政財産使用許可の手続き

落札者は、使用許可開始日までに中間市長あてに行政財産使用許可申請書を提出してください。なお、使用許可の更新が認められた場合は、毎年度、手続きをしていただきます。

12 その他

本書に定めのない事項は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、中間市契約事務規則、中間市財務規則の定めるところによる。

13 問い合わせ先

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号
中間市 未来創造部 公共施設管理課 財産活用係
TEL 093-246-6262
FAX 093-245-5598